



税制の抜本改革を歪めてはならない

1998年11月26日

- 目次 -

はじめに

. 税制改革の大前提 - 徹底した歳出の削減と効率化 -

. 税制改革の基本理念

1. 国民や企業の意欲を引き出し、民間の経済活動を活性化させる
2. わが国を事業活動の場として魅力あるものとする
3. 受益に応じたよりフェアな負担を求める
4. 地方の役割と責任を明確にし、自主税源を拡充する

. 個別税制の改革

1. 個人所得税・住民税
 - (1) 累進構造をフラット化する
 - (2) 課税最低限のあり方を見直す
 - (3) 総合課税の対象を拡大し、納税者番号制を導入する
2. 法人課税
 - (1) 直ちに実効税率を 40% に引き下げる
 - (2) 法人事業税に外形基準を導入する
 - (3) 連結納税制度を早期に導入する
3. 住宅・土地税制
 - (1) 良質な住宅への転換を促す税制を構築する
 - (2) 不動産取引を活性化させる
4. 金融・証券税制
 - (1) 有価証券取引税・取引所税を即時廃止する
 - (2) 非居住者の受け取る公社債利子を非課税化する
 - (3) 配当二重課税を排除する
5. エンジェル税制
6. 年金改革と税制

付表

1. 「税制改革の基本理念」と「個別税制の改革」
2. 抜本的税制改革のタイム・スケジュール

はじめに

わが国経済は未曾有の危機的状況にあり、先行き見通しも極めて深刻である。一刻も早く経済の悪化と混乱に歯止めをかけなければ、困難の続くアジア経済や調整過程に入った世界経済に重大な影響を及ぼすことにもなりかねない。

こうした状況にもかかわらず、これまでの経済対策は、規模の大きさばかりが強調されてきた結果、いまやその金額の重みも忘れられかけており、財政のディシプリンは国・地方ともに失われつつある。また、わが国財政の長期的な展望に照らして、一連の経済対策がどう整合性を持って位置づけられるかという観点も消えつつある。中長期的に実体経済の再生に結びつかない財政資金の投入は、わが国国債の格付けの引き下げの一因として指摘されている。

国民はすでに政治や政策のあり方に違和感を持っている。とりわけ、7月の参院選以降の困難な政局運営のなかで、金融・経済対策が政治的な駆け引きによって翻弄される局面もしばしばみられる。国民はこのような政策の妥当性や効果に疑問を持つとともに、これが将来のさらなる負担増につながることに對し不安を持ち、それがさらに政策の効果を弱める悪循環になっている。

いま、わが国が目指すべきは、「自助と自立」を原則とする構造改革を通じて、活力に満ち、将来に希望を持てる社会を実現することである。そのためには、規制撤廃や税制・行財政等の改革を一体として推進することが不可欠であるが、なかでも税制はわが国将来の発展を規定する重要な基盤であり、その抜本改革は日本経済の活力再生のための最優先課題である。現時点で重要なことはスピードと即効性であり、所得税・法人税の減税を一日も早く実施するとともに、あるべき構造改革の方向に沿った税制・財政改革を明確なタイム・スケジュールに基づいて実施することこそが、国内外の信認を回復することにつながる。

・税制改革の大前提 - 徹底した歳出の削減と効率化 -

税制改革の大前提は「簡素で効率的な小さな政府」の実現であり、経済活動全般にわたって民間主導の仕組みを構築することである。歳出の削減・効率化によってはじめて、今後、本格化する少子・高齢社会においても国民負担の増加を抑制することが可能となり、将来に明るい展望を拓くことができる。当面の減税の財源についても、将来にわたる徹底した歳出の削減と効率化によって賄われなければならない。

・税制改革の基本理念

1. 国民や企業の意欲を引き出し、民間の経済活動を活性化させる

わが国では所得税や法人税など所得課税の比重が高く、しかも個人所得税においては強い累進構造のため、相対的に少数の納税者に負担が偏り、法人実効税率も国際的にみて高い水準にある。こうした負担構造は国民や企業の意欲を削ぎ、活性化を阻害している。民間の経済活動を活性化させるためには、なによりもまず、個人や企業が行なう価値の生産の成果である所得に課される税率を引き下げ、かつ累進構造をよりフラットなものにするなど、所得課税の軽減を最優先で実施しなければならない。

2. わが国を事業活動の場として魅力あるものとする

ボーダーレス・エコノミーにおいて国際的競争にさらされるわが国企業の競争力の維持のため、また、海外企業がわが国を魅力ある事業活動の場として選択し、わが国の経済活動を民主導でより活性化させるため、規制撤廃とともに、税制の国際的整合性の確保が必要最低限の条件である。

3. 受益に応じたよりフェアな負担を求める

税制の抜本改革には、世代・個人・法人等における「受益と負担」のあり方を見直すことが不可欠である。今後到来する少子・高齢社会を現行の諸制度で支え続けることには限界があり、受益に応じたよりフェアな負担を求めていく必要がある。われわれは財政の所得再分配機能をまったく否定するものではないが、分配に依存する層が厚くなれば、システムそのものが維持困難となるのみならず、経済社会の活力を失わせることにもなりかねない。

個人・法人の所得課税を軽減する一方、少子・高齢社会における安定的な財源を確保するためには、受益に応じて広く薄く負担するという観点から、将来的には消費税の比重を高めて直間比率を是正していくことが必要である。その前提として、インボイス方式の導入や簡易課税制度の見直し等により、現行制度上の問題点を解決する必要もある。現在、論議されている消費税率の引き下げは、こうした将来の税制改革に逆行するものであり、行なうべきではない。

4. 地方の役割と責任を明確にし、自主税源を拡充する

わが国はこれまで、「国土の均衡ある発展」を目指した国家運営を行ってきたが、それが、国と地方の役割分担と地方の責任を不明確にしてきた。

新しい国づくりの基本的方向は、地域の自主性と自己責任を基本とする地方自治システムへの転換であり、地域住民が自らの判断と責任において地域行政を主体的に運営し、地方の自助努力が促される仕組みをつくらなければならない。それには、行政サービスの対価は住民が自ら負担し、地方の税源をその役割分担に見合った水準まで拡充することが必要である。それでおお生ずる許容範囲を超える税収の地域間格差に対しては、規模を縮小・単純化した地方交付税交付金制度を通じて財源調整がなされるべきである。

・個別税制の改革

1. 個人所得税・住民税

(1) 累進構造をフラット化する

所得税・住民税を合わせた個人所得課税の最高税率については、すでに65%から50%に引き下げる方針が表明されており、これを一日も早く実現すべきであるが、それだけでは抜本改革にはなお不十分である。累進構造をよりフラットなものにするとともに、さらなる税率の引き下げを図る必要がある。また、住民税の応益課税としての性格をより明確にするため、住民税率を所得に対して一律とすることが検討されるべきである。

(2) 課税最低限のあり方を見直す

受益に応じた負担、公平・簡素な税制を追求するという観点から、諸外国に比べて高い水準にある課税最低限度額を構成する各種所得控除や、高齢者マル優など政策目的を失いつつある税制優遇措置の意義・妥当性を見直す。

(3) 総合課税の対象を拡大し、納税者番号制を導入する

利子所得等の源泉分離課税は、これを極力、総合課税の対象とするとともに、その前提として、何らかの方式による納税者番号制を導入する。納税者番号制の導入は、各種所得の広く適正な捕捉により、税に対する信頼を高めることにもつながる。

2. 法人課税

(1) 直ちに実効税率を 40% に引き下げる

法人の税負担は、国際的視野に立って、早急に、かつ実質的に軽減すべきである。そのため、法人税・法人事業税・法人住民税の税率を引き下げることで法人所得課税の実効税率 40% を実現し、99 年 1 月 1 日以降に終了する事業年度から適用する。

また、税制の国際的整合性の維持、業種や規模にかかわらず公正な競争の確保という観点から、引き続き課税ベースの見直し・適正化を図る。

(2) 法人事業税に外形基準を導入する

本来、社会資本や各種行政サービスの受益に対する負担としての性格を有する法人事業税の課税標準は、受益との対応関係が深いものが適切であり、事業活動の受益の水準を表す何らかの外形基準を導入する方向で検討する。

また、将来的には、法人事業税そのものの廃止、地方消費税への移行の可否等についての論議が必要である。

(3) 連結納税制度を早期に導入する

環境変化に対する経営の自由度を高めるため、法人の税負担は組織形態に対して中立的なものとする必要がある。したがって、主要先進国と同様、わが国にも連結納税制度を導入する。本制度の導入は、純粋持株会社の解禁等の改革をより実効あらしめ、企業活動の多様な展開を促進する

ためにも不可欠である。

3. 住宅・土地税制

(1) 良質な住宅への転換を促す税制を構築する

住宅ローン利子に係る所得控除制度を創設するなど、将来の優良な住宅ストック形成のために、新たに策定される「生活空間倍増戦略プラン」に沿い、国民のニーズに合った良質な住宅への転換を促進する税制を整備する。

(2) 不動産取引を活性化させる

不動産取引活性化の視点から、不動産の取得・保有・譲渡に関する税制を抜本的に見直す。具体的には、不動産取得税は廃止し、登録免許税は手数料相当額に軽減するとともに、都市計画税の廃止を含め固定資産税のあり方を抜本的に見直す。また、役割を終えた特別土地保有税は廃止する。さらに、不動産取引に係る印紙税額を軽減する。

4. 金融・証券税制

(1) 有価証券取引税・取引所税を即時廃止する X

99 年末までに廃止するとされている有価証券取引税・取引所税は、取引コストの軽減、市場活性化のため、これを前倒して廃止する。

(2) 非居住者の受け取る公社債利子を非課税化する

国内公社債の利子につき、先進主要国では非居住者に対する源泉徴収はほとんど行なわれていないのに対し、わが国では、原則として 15% の源泉徴収が行なわれている。わが国金融・資本市場の金融仲介能力を高め、また、円の一層の国際化を推進するためにも、非居住者の受け取る公社債利子については、原則非課税とする。

(3) 配当二重課税を排除する

配当に係る二重課税の調整のため、個人については受取配当税額控除が行われているが、完全ではない。二重課税を排除するためには欧州諸国で採用されているインピュテーション方式の導入が望ましいが、当面の措

置として、受取配当の税額控除率の引き上げが必要である。

5. エンジェル税制

新産業・新企業を創出・育成するためには、起業家マインドの醸成、規制撤廃など多面的な環境整備が必要であるが、税制面でのインセンティブも重要である。具体的には、ベンチャー・ビジネスへの投資から生じた損失の通常所得との損益通算、ベンチャー・ビジネスに対する投資額の一定割合の税額控除など、実効性が高くインパクトのあるエンジェル税制を整備する。

6. 年金改革と税制

本格的な高齢社会を迎えるなか、現行制度のままでは、税・社会保険料の国民負担の大幅な増加が予想される。負担の増加を極力抑え、将来への不安を取り除くためには、社会保障制度の抜本的改革が不可欠である。

現在の社会保障制度の財源については、税と保険の役割が必ずしも明確ではなく、混在したかたちとなっている。各制度の果たす役割を見直すなかで、基本的には、自助努力の補完としての社会扶助に近い保障は「税」、国民の普遍的リスクは「保険」とする、といった考え方を中心に据えて財源を整理し直す必要がある。たとえば、公的年金の基礎年金部分については、税による賦課方式に移行するべきである。

また、雇用形態の変化に伴う年金のポータビリティの確保、受益と負担の一致等の観点から、現在、確定拠出型年金の創設が検討されているが、税制面でも、拠出金の所得控除を認めるなど必要な措置を講じるべきである。

以 上

付表－1

「税制改革の基本理念」と「個別税制の改革」

個別税制	基本理念	国民や企業の意欲を引き出し、民間の経済活動を活性化させる	わが国を事業活動の場として魅力あるものとする	受益に応じたよりフェアな負担を求める	地方の役割と責任を明確にし、自主税源を拡充する
個人所得税 ・住民税	・最高税率50%への引き下げ(99年1月から実施)	○			
	・累進構造フラット化(99年1月から実施)	○			
	・個人住民税率一律化			○	○
	・各種所得控除と税制優遇措置の見直し			○	
	・納税者番号制の導入 ・総合課税の対象拡大			○	
法人課税	・実効税率40%への引き下げ(99年1月から実施※)	○	○		
	・課税ベース見直し・適正化		○		
	・法人事業税に外形基準導入(地方消費税への移行)			○	○
	・連結納税制度導入	○	○		
消費税	・制度上の問題点解決			○	
	・直間比率の見直し	○		○	
	・地方消費税の拡充			○	○
住宅・土地税制	・住宅ローン利子に係る所得控除制度の創設	○			
	・不動産の取得・保有・譲渡に関する税制見直し	○	○		
金融・証券税制	・有価証券取引税・取引所得税の即時廃止	○	○		
	・非居住者の受け取る公社債利子の非課税化		○		
	・受取配当の税額控除率引き上げ	○	○		
	・インビュテーション方式の採用		○		
エンジェル税制	・投資税額控除などの拡充を図る	○	○		
年金改革と税制	・税と保険の役割分担の明確化			○	
	・基礎年金の財源を税とする			○	
	・確定拠出型年金の拠出金の所得控除	○	○	○	

※99年1月1日以降に終了する事業年度から適用する。

↑

税制改革の大前提－徹底した歳出の削減と効率化－

付表-2

抜本的税制改革のタイム・スケジュール

簡素で効率的な小さな政府の実現

個別税制	1999年度	2000年度以降早期に実施	
個人所得税 ・住民税	※最高税率50%への引き下げ(99年1月から実施)	1. 総合課税の対象拡大と 納税者番号制導入 2. さらなる所得軽減 3. 直間比率是正 4. 地方の自主税源拡充 5. 相続税・贈与税等 資産課税の見直し	
	※累進構造フラット化(99年1月から実施)		
	各種所得控除と税制優遇措置の見直し		
法人課税	※実効税率40%への引き下げ(99年1月から実施)		法人事業税に外形基準導入 (地方消費税への移行)
	連結納税制度導入		
	課税ベース見直し・適正化		
消費税	制度上の問題点の解決		
住宅・土地税制	住宅ローン利子に係る所得控除制度の創設		
	不動産の取得・保有・譲渡に関する税制見直し		
金融・証券税制	有価証券取引税・取引所税の即時廃止		
	非居住者の受け取る公社債利子の非課税化		
	受取配当の税額控除率引き上げ	インビュテーション方式の採用	
エンジェル税制	投資税額控除などの拡充を図る		
年金改革と税制	社会保障制度の抜本的改革(税と保険の役割を明確化する) 確定拠出型年金の拠出金の所得控除		

※所得税・法人税の減税は98年中に決定する。

※法人課税の実効税率40%への引き下げは、99年1月1日以降に終了する事業年度から適用する。